

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人） 申請要領

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

【申請受付期間】

2020年8月7日（金）～2021年2月15日（月）

※ 申請方法は原則、電子申請です。窓口での申請はできません。

※ 締切りを過ぎて提出されたものは受け付けません。

【問合せ先】

埼玉県中小企業等支援相談窓口

（埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人）事務局）

0570-000-678（平日・休日とも 午前9時～午後6時）

（2020年12月29日～2021年1月3日を除く）

目 次

I	本支援金の概要	2
II	交付要件	
1	交付対象者	3
2	交付対象となる契約・費用	6
III	交付額の算定方法	
1	交付額	7
2	交付額の算定基準となる賃料	7
IV	申請手続等	
1	申請受付期間	9
2	申請方法	9
3	申請書類	9
4	申請書の様式等の入手方法	11
5	申請書類の審査及び補正	11
6	交付の決定	11
7	注意事項	11

I 本支援金の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した埼玉県内のテナント事業者（中小企業・個人事業主等）に対して、県が家賃負担の軽減を支援するものです。

2 交付対象者

交付対象者は、2020年3月31日以前から埼玉県内において建物（※）、土地・駐車場を賃借し、事業活動を行っている中小企業・個人事業主等

※この要領において、建物とは、中小企業・個人事業主等が、自らの事業に使用・収益する店舗、事務所、倉庫、工場等の建物（住宅の一部で事業を実施している場合、その事業を実施している部分を含む。）を指します。

（→3ページ参照）

3 交付額

交付額は、自らの事業に使用・収益する埼玉県内の建物、土地・駐車場につき、対象となる国の家賃支援給付金に申請した月額賃料の1/15の6か月分です。

なお、上限額は1事業者につき20万円（建物に係る賃貸借契約書を複数件取り交わしている場合は30万円）

（→7ページ参照）

4 主な交付要件

- ・ 国の家賃支援給付金の給付を受けている。
- ・ 2019年の月平均売上が15万円以上である。

（→3ページ参照）

5 申請方法

申請方法は原則、電子申請です。窓口での申請はできません。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>

（→9ページ参照）

6 申請受付期間

2020年8月7日（金）から2021年2月15日（月）まで

※締切りを過ぎて提出されたものは受け付けません。

（→9ページ参照）

II 交付要件

1 交付対象者

交付対象者は、次のア～ケの全てに該当する中小企業・個人事業主等（※1）です。

チェック	交付要件
<input type="checkbox"/>	ア 自らの事業に使用・収益するために、2020年3月31日以前から埼玉県内において建物、土地・駐車場を賃借し、必要な許認可を取得の上、事業活動を行っている。
<input type="checkbox"/>	イ 2020年5月～12月の間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当すること。 ・いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している。 ・連続する3か月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少している。
<input type="checkbox"/>	ウ 国の家賃支援給付金の給付を受けている。
<input type="checkbox"/>	エ 2019年の月平均売上が15万円以上である（※3）。
<input type="checkbox"/>	オ 本支援金を重複して申請していない。
<input type="checkbox"/>	カ 本支援金の受取後、事業を継続する意思がある。
<input type="checkbox"/>	キ 令和2年5月1日から12月31日又は申請日のいずれか早い方までにおいて、営業停止など事務所等が営業できなくなるような行政処分を受けていない。
<input type="checkbox"/>	ク 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していない。
<input type="checkbox"/>	ケ その他知事が適当でないと思えた者（※2）に該当しない。

※1 中小企業・個人事業主等とは、次のア～ウのいずれかに該当するものです。

ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（下表の会社若しくは個人又は中小企業団体等）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他業種 （②～④を除く）	3億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業 （自動車・航空機用タイヤ・チューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下
うちソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
うち旅館業	5千万円以下	200人以下

- イ 直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者である組合若しくはその連合会又は一般社団法人
- ウ その他知事が適当であると認めた法人

中小企業・個人事業主等に含まれる例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主 ・ 中小企業者である株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人 ・ 構成員の2/3以上が中小企業者である組合若しくはその連合会又は一般社団法人 ・ 出資の総額が5千万円以下又は従業員数が100人以下である上記以外の法人（NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人など）

中小企業・個人事業主等に含まれない例
<ul style="list-style-type: none"> ・ みなし大企業（次の①～③のいずれかに該当する中小企業） <ul style="list-style-type: none"> ①大企業（中小企業者以外の会社）1社が発行済み株式総数・出資総額の1/2以上を単独に所有・出資している中小企業 ②複数の大企業が発行済み株式総数・出資総額の2/3以上を所有・出資している中小企業 ③役員の半数以上を大企業の役員・社員が兼務している中小企業 ・ 法人税法別表第一に規定する公共法人 ・ 任意の団体（法人でないもの）

※2 その他知事が適当でないとして認めた者は、以下のとおりです。

その他知事が適当でないとして認めた者の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治活動又は宗教活動を目的とする組織又は団体 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、個室型ファッションヘルス、ストリップ、ラブホテル、アダルトショップなど）及び当該営業に係る接客業務受託営業を営む者 <p>（注）その他、本支援金の趣旨、目的に照らして、本支援金の交付が適当でないと考えられる者</p>

※3 2019年の月平均売上の算出方法は、以下のとおりです。

(1) 個人の場合

2019年の月平均売上の算出方法
【原則】2019年分所得税確定申告書類*¹記載の収入金額÷月数 *1 所得税確定申告書第一表「収入金額等」の「事業・営業等」欄に記載されている金額（＝青色申告決算書（一般用）の「売上(収入)金額」)

新型コロナウイルス感染症の影響で2019年の確定申告書を提出していない場合

特例
【特例①】2018年分の所得税確定申告書を提出している場合 2018年分所得税確定申告書類記載の収入金額÷月数
【特例②】2019年以降に開業した場合 売上帳簿等で確認できる開業月から2020年3月（又は4月）までの売上金額の合計÷月数

(2) 法人の場合

2019年の月平均売上の算出方法
【原則】前事業年度*²の法人税確定申告書類記載の売上金額*³÷月数 *2 2019年4月から2020年3月の間に末日がある事業年度 *3 法人税確定申告書別表一（又は法人事業概況説明書）の「売上（収入）金額」欄に記載されている金額

新型コロナウイルス感染症の影響で前事業年度の確定申告書を提出していない場合

特例
【特例①】2事業年度前の法人税確定申告書を提出している場合 2事業年度前の法人税確定申告書類記載の売上金額÷月数
【特例②】2019年2月以降に法人を設立した場合 売上帳簿等で確認できる法人設立の月から2020年3月までの売上金額の合計÷月数

2 交付対象となる契約・費用

交付対象となる費用は、申請者自らの事業のために使用・収益する埼玉県内の建物、土地・駐車場の賃貸借契約書に記載された賃料です。なお、住居を兼ねている建物の場合は、事業用の地代・家賃として税務申告している部分のみ交付対象となります。

	対象	対象外
契約	賃貸借契約（※4）	売買契約
費用	建物、土地・駐車場の賃料 共益費、管理費（※5） （消費税を含む。）	左記以外の費用 （例）電気代、水道代、ガス代、 減価償却費、保険料、修繕費、 動産の賃借料、リース料、 契約更新費、敷金・礼金、 不動産ローン返済額 など

※4 以下の賃貸借契約は、本支援金の交付の対象外です。

対象外となる賃貸借契約
<ul style="list-style-type: none"> ・ 又貸し（転貸）を目的とした賃貸借契約*¹ ・ 賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の賃貸借契約 ・ 賃貸人と賃借人が配偶者又は一親等以内の親族間*²の賃貸借契約 <p>* 1 建物、土地・駐車場の一部を第三者に又貸し（転貸）した場合、又貸しをせず自らが使用・収益する部分については、今回の交付対象となります。</p> <p>* 2 配偶者又は一親等以内の親族は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 父母（養親を含む。） ② 子（養子及び普通養子縁組で養子にでた子を含む。）

※5 共益費及び管理費が、賃借料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、対象外です。

Ⅲ 交付額の算定方法

1 交付額

本支援金の交付額は、A又はBのいずれか低い方の金額です。

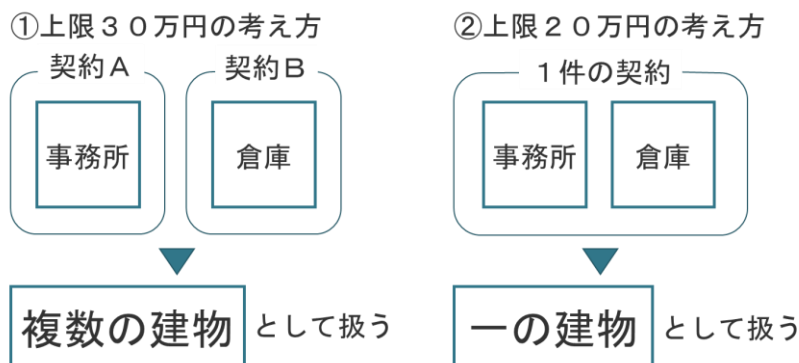
A 以下の計算により得られる金額

A 以下の計算により得られる金額
$\text{交付額の算定基準となる賃料} \times 1 / 15 \times 6 \text{ (か月)}$ (注) 1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

B 上限額 (上限額は、建物に係る賃貸借契約の件数で判断します。)

B 上限額 (①②のいずれか)
① 建物に係る <u>賃貸借契約を複数件締結している場合</u> 30万円
② <u>上記以外の場合</u> 20万円

(例) 上限額の考え方



2 交付額の算定基準となる賃料

交付額の算定基準となる賃料
国の家賃支援給付金に申請した月額賃料

国の家賃支援給付金に、以下の例で申請した場合は、その内容が確認できる書類を提出してください。

国への申請を直近の家賃支払額以外で行った場合の例
【例①】 複数月分の賃料をまとめて支払っている場合 1か月分に平均した金額
【例②】 2020年4月1日以降に賃料の変更があった場合 現行の月額賃料と2020年3月31日時点で有効な賃貸借契約書に記載された月額賃料のいずれか低い方の金額
【例③】 賃料が売上に連動しているなど、月ごとに変動する場合 申請日の直前に支払った賃料と、2020年3月に支払った賃料のいずれか低い方の金額

【算出方法の例】

(1) 事業専用の建物、土地、駐車場の算定方法の例

事業専用の建物、土地、駐車場の算定方法の例	
【例①】 建物と駐車場（又は土地）を申請する場合	
上限額	200,000 円
建物	$300,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 120,000 \text{ 円}$
駐車場	$100,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 39,999 \text{ 円}$ （1円未満の端数切捨て）
	$120,000 \text{ 円} + 39,999 \text{ 円} = 159,999 \text{ 円}$ 交付額 159,999 円
【例②】 建物と複数の駐車場（又は土地）を申請する場合	
上限額	200,000 円
建物	$400,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 159,999 \text{ 円}$ （1円未満の端数切捨て）
駐車場	$100,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 39,999 \text{ 円}$ （1円未満の端数切捨て）
駐車場	$80,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 31,999 \text{ 円}$ （1円未満の端数切捨て）
	$159,999 \text{ 円} + 39,999 \text{ 円} + 31,999 \text{ 円} = 231,997 \text{ 円}$ 交付額 200,000 円
【例③】 建物を複数申請する場合（契約が2件の場合）	
上限額	300,000 円
建物	$300,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 120,000 \text{ 円}$
建物	$300,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 120,000 \text{ 円}$
	$120,000 \text{ 円} + 120,000 \text{ 円} = 240,000 \text{ 円}$ 交付額 240,000 円
【例④】 建物を複数申請する場合（契約が1件の場合）	
上限額	200,000 円（※上限額は建物に係る賃貸借契約の件数で判断）
建物	$300,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 120,000 \text{ 円}$
建物	$300,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 120,000 \text{ 円}$
	$120,000 \text{ 円} + 120,000 \text{ 円} = 240,000 \text{ 円}$ 交付額 200,000 円
【例⑤】 駐車場（又は土地）のみ申請する場合	
上限額	200,000 円
駐車場	$100,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 39,999 \text{ 円}$ （1円未満の端数切捨て）
駐車場	$80,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 31,999 \text{ 円}$ （1円未満の端数切捨て）
	$39,999 \text{ 円} + 31,999 \text{ 円} = 71,998 \text{ 円}$ 交付額 71,998 円

(2) 住居を兼ねている建物の算定方法の例

確定申告書から住居兼用事務所の事業用の地代・家賃が分かる場合は、その額を記入してください。分からない場合は、以下の例のとおり算定してください。

住居を兼ねている建物の算定方法の例	
【例】 住居を兼ねている建物を申請する場合	
家賃 320,000 円で住居面積が 80 m ² 、事業用面積が 120 m ² 、合計 200 m ² の場合	
上限額	200,000 円
建物	$320,000 \text{ 円} \times 120 / 200 = 192,000 \text{ 円}$
	$192,000 \text{ 円} \times 1 / 15 \times 6 = 76,800 \text{ 円}$
	交付額 76,800 円

IV 申請手続等

1 申請受付期間

2020年8月7日（金）から2021年2月15日（月）まで

2 申請方法

電子申請を原則とします。電子申請フォームから申請してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>

※2021年2月15日（月）23時59分までに申請を完了してください。

電子申請を利用できない場合に限り、郵送による申請を受け付けます。申請書類を簡易書留等の郵便物の追跡ができる方法で次の宛先に郵送してください。なお、郵便事故があった場合の責任は負いません。

※ 2021年2月15日（月）の消印有効です。

（宛先）〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人）事務局 行

3 申請書類

下表の申請書類を提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。なお、事務局に提出された書類は返却しません。（★印のついた書類は申請する建物、駐車場・土地ごとに必要です。）

	チェック	申請書類
1	<input type="checkbox"/>	埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人） 申請書（様式第1号）
2	<input type="checkbox"/>	本人確認書類（*個人事業主のみ） <u>次のいずれかの写し</u> （例）運転免許証、パスポート、健康保険証、在留カード、 個人番号カード（オモテ面のみ） など
3	<input type="checkbox"/>	国の家賃支援給付金の給付通知（家賃給付金の振り込みのお知らせ）の写し
4	<input type="checkbox"/>	月平均売上が15万円以上であることが分かる書類の写し（※6）*1 *1 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金（第2弾）の支給を受けている場合は支給決定通知の写しを添付すれば不要です。
5	<input type="checkbox"/>	★申請に係る建物、土地・駐車場の賃貸借契約書の写し（※7） （注）貸主・借主の氏名・押印、月額賃料、対象物件、契約期間が分かるもの。
6	<input type="checkbox"/>	★国の家賃支援給付金に申請した月額賃料が分かる書類 （例）銀行取引明細書、領収書 など
7	<input type="checkbox"/>	本支援金の振込先口座の通帳等の写し*2 （注）金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ）が分かるもの（表紙及び通帳を開いた1・2ページ目） *2 埼玉県中小企業・個人事業主（追加）支援金（第2弾）の支給を受けており、同一の口座に振り込む場合は不要です。

住居を兼ねている建物の場合のみ	
□	★事業用として税務申告していることが分かる書類の写し (注) 住居に係る家賃については、本支援金の対象外です。

※6 2019年の月平均売上が15万円以上であることが分かる書類

【必須】確定申告書類の控え
税務署、青色申告会、商工会等の受付印のある確定申告書類の控え
<p>【個人】 2019年分の所得税確定申告書第一表及び青色申告決算書（青色申告の場合のみ）</p> <p>※2 個人番号がある場合は、個人番号を黒く塗り潰してください。</p> <p>【法人】 2019事業年度（2019年4月～2020年3月の間に末日がある事業年度）分の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書</p>

※7 以下に該当する場合は、賃貸借契約書に代えて以下の書類を提出してください。

賃貸借契約書に代わる書類
<p>【代替書類】 契約書に9ページの5（注）の記載がない場合や契約書を紛失した場合</p> <p style="padding-left: 40px;">貸主又は宅地建物取引業者記載の契約事項等証明書（埼玉県ホームページからダウンロード）</p>

以下に該当する場合は、確定申告書類の控えに加えて次の書類を提出してください。

確定申告書類の控えに加えて提出が必要な書類
<p>【追加書類①】 確定申告書類の控えに受付印がない場合</p> <p style="padding-left: 40px;">次のア～エのいずれか</p> <p style="padding-left: 80px;">ア <u>電子申告した場合</u> 受信結果（受信通知）又は申告書等送信票（兼送付書）</p> <p style="padding-left: 80px;">イ <u>窓口で納付した場合</u> 領収証書の写し</p> <p style="padding-left: 80px;">ウ <u>口座振替・電子納税により納付した場合</u> e-Taxの納税結果のページの写し、通帳の写しなど</p> <p style="padding-left: 80px;">エ <u>上記のいずれも提出できない場合</u> 納税証明書（その2）（所得金額の証明）</p>
<p>【追加書類②】 2019年の月平均売上の算出方法で【特例②】を適用する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">開業月から2020年3月（又は4月（個人の場合のみ））までの毎月の売上金額を記載した売上帳簿等の写しに加え以下の書類</p> <p style="padding-left: 80px;">○個人 <u>開業届出書</u></p> <p style="padding-left: 80px;">○法人 <u>履歴事項全部証明書</u> 又は <u>法人の設立等報告書の写し</u></p>
<p>【追加書類③】 <u>事業収入以外の収入がある場合（個人のみ）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">個人事業の開業届出書の控え（税務署受付印のあるもの）及び本業収入の金額を確認できる業務委託契約書・売上帳簿等の写し</p>

4 申請書の様式等の入手方法

(1) 埼玉県ホームページからダウンロード

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>

(2) お近くの配布機関での受取り

- ・ 埼玉県庁商業・サービス産業支援課（本庁舎5階北側）
- ・ 各地域振興センター
- ・ 県内の市役所及び町村役場
- ・ 県内の商工会議所及び商工会

5 申請書類の審査及び補正

申請書類の受領後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

(1) 電子申請した場合

電子申請を受け付けた際にメールでお知らせします。必要に応じて、電子申請フォームから申請内容の修正や添付書類の追加をお願いします。

(2) 郵送により申請した場合

申請書類の内容について、事務局から電話で確認することがありますので、必ず日中連絡の取れる連絡先を申請書に記入してください。

申請書類に誤りや不足があった場合は、「補正依頼書」と該当書類を返送しますので、該当書類を訂正・追加の上、必ず補正依頼書と一緒に返送してください。

6 交付の決定

(1) 交付の決定

申請が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、交付に関する通知を発送し、本支援金を指定口座に振り込みます。あわせて、貸與人（又は管理業者）に申請者が本支援金の交付が決定したことを通知します。

(2) 不交付の決定

申請が要件に該当しないなどの理由で、本支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

7 注意事項

(1) 状況報告及び是正措置

本支援金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求めることがあります。また、検査又は報告の結果、本支援金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本支援金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本支援金の振込後に交付決定

を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。返還に当たっては、当該支援金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。